

## クリーンセンター滋賀遮水シート破損事故検証委員会設置要綱

### (目 的)

第1条 クリーンセンター滋賀において発生した、遮水シート破損事故の原因を検証し再発防止策をとりまとめるため、「クリーンセンター滋賀遮水シート破損事故検証委員会」(以下「検証委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 検証委員会は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 事故原因の究明に関すること。
- (2) 埋立造成作業中における安全管理に関すること。
- (3) 掘削調査の施工管理に関すること。
- (4) 漏水検知情報の取り扱いに関すること。
- (5) その他、目的達成に必要な事項に関すること。

### (組 織)

第3条 検証委員会は、理事長が委嘱する委員4人で組織する。

- 2 検証委員会に委員長および副委員長各1人を置く。
- 3 委員長は、委員の互選により定める。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 委員長は、検証委員会の事務を総括し、検証委員会を代表する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (任 期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から目的達成の日までとする。

### (会 議)

第5条 検証委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 検証委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員長は、必要に応じて検証委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その説明を受け、または意見を聴くことができる。

(検証結果の報告)

第6条 委員長は、第2条に規定する事項の検証結果を取りまとめ、理事長に報告する。

(事務局)

第7条 検証委員会の事務局は、財団法人滋賀県環境事業公社内に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成22年12月1日から施行する。